

タイトル	規約・会則
著者	
引用	季刊北海学園大学経済論集, 60(4)
発行日	2013-03-30

北海学園大学経済学会会誌『北海学園大学経済論集』規約

第1条 (発行主体)

北海学園大学経済学会会誌『北海学園大学経済論集』(以下、論集)は、北海学園大学経済学会(以下、経済学会)の名において発行される。

第2条 (発行責任)

論集の編集責任は論集委員会が負う。

第3条 (発行回数)

論集は、原則として年4回、3ヶ月ごとに発行する。

第4条 (掲載資格者)

第1項 論集の掲載資格者は、単著については次のとおりとする。

- (1) 経済学会の正会員(本学経済学部専任教授、准教授、講師、助教)。
- (2) 本学経済学部の非常勤講師で、本項1号に該当する者の推薦ある者。
- (3) 賛助会員(本学関係者、本学大学院経済学研究科修了者および本学経済学部卒業者)で論集委員が依頼する審査員による審査に合格した者。
- (4) 学生会員(本学大学院経済学研究科修士課程在学者、および本学経済学部学生)で指導教員の推薦を受け、かつ、論集委員が依頼する審査員による審査に合格した者。
- (5) その他、論集委員が経済学会の承認を得て掲載を認めた者。

第2項 共著の掲載については、前項1号に該当する者が少なくとも共著者の一人であること を要件とする。

第5条 (掲載内容)

論集の掲載内容は、次のものとする。

- (1) 論文
- (2) 研究ノート
- (3) 資料
- (4) 翻訳
- (5) その他

第6条 (著作権)

第1項 論集に掲載された論文などの著作権(著作財産権、Copyright)は、経済学会に帰属する。

第2項 ただし、論集に掲載された論文などの執筆者が、その論文などをもとにした著作・論文集を刊行する場合、経済学会は無条件でこれを認める。この場合、執筆者は経済学会に対して許可を求める必要はないものとする。

附 則

この規約は、平成19年6月1日から施行する。

北海学園大学経済学会会則

第1条 本会は北海学園大学経済学会と称し、事務所を北海学園大学経済学部内に置く。

第2条 本会は広く経済学の研究、経済調査の実施及びその発表を目的とし、下記の事業を行う。

- (1) 会誌「経済論集」の発行
- (2) 研究会並びに講演会の開催
- (3) 経済調査の実施
- (4) 図書の刊行
- (5) その他

第3条 本会は正会員（本大学経済学部専任教授、准教授、講師、助教）をもって組織する。

第4条 本会は、申込みにより賛助会員（本学関係者・本学経済学部卒業生及び経済学研究科修了者）、学生会員（経済学部学生及び経済学研究科院生）を置くことができる。

第5条 会員は下記の特典を受けることができる。

- (1) 「経済論集」の頒布を受けるほかに、その他の出版物については特価をもって頒布を受けること。
- (2) 本会の行事、事業に参加すること。

第6条 本会の機関としては、総会、委員会を置く。

第7条 総会は正会員により構成され、本会の意志を決定する最高の決議機関であって、次の事項を決議又は承認する。

1. 予算及び決算に関する事項。
2. 役員の改選に関する事項。
3. 会則の改廃に関する事項。
4. その他の重要な事項。

第8条 委員会は、会員、委員により構成され、総会の決定事項の執行機関である。会長は隨時これを招集することができる。

第9条 本会に下記の役員を置く。

- (1) 会長 1名 本学経済学部長がこれにあたる。
- (2) 委員 若干名 正会員中より互選する。
- (3) 監事 1名 正会員中より互選する。

第10条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。委員は会誌「経済論集」その他の出版物の編集刊行にあたるほか、本会の庶務、会計などの日常運営業務を分担する。監事は本会の会計、業務の執行に関する事項を監査し、会の運営の適正を図らなければならない。

第11条 本会の役員の任期は2年とする。但し役員に欠員が生じ、補選された者の任期は、前任者の残任期間とする。役員の重任はこれを妨げない。

第12条 本会の経費は、会費、大学予算中論集刊行費、寄附金及びその他をもってこれにあてる。

第13条 会員は所定の会費を納入するものとする。

第14条 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとし、年に1度以上の監査を受けなければならない。

附 則

本会則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成19年4月1日から施行する。